



社保通信をお届けします。P1～2…………… 検討委員会からのお知らせ

※この資料は、岡山県歯科医師会社会保険部検討委員会からの伝達事項です。

## 検討委員会からのお知らせ

- ・歯リハ2(月1回、54点、要施設基準)は、口腔内装置(顎関節治療用装置)を装着している患者に対して、療養上の指導・訓練を行い、口腔機能の回復または維持・向上を図った場合に算定するものです。

別の保険医療機関で製作した顎関節治療用装置でも可。

顎関節治療用装置の新製と同時算定可。

顎関節治療用装置の調整(220点)と同時算定可。

顎関節治療用装置の修理(234点)と同時算定可。

顎関節治療用装置の装着・修理・調整のどの算定もない月での算定も可。

- ・他院製作の口腔内装置(歯ぎしり防止装置、顎関節治療用装置)の修理(「口腔内装置破損」病名)、調整(「Brx」または「顎関節症」病名)はともに可能です。

### 社保委員会のひとこと

口腔内装置の装着と同月に行った修理は算定できませんが、新装置装着前に旧装置の修理を行った場合は、同月であっても修理は算定可能です。

- ・口腔内装置の新製と同日の調整の算定は不可です。  
ただし、睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置の調整は、装着時または装着後1ヶ月以内に1口腔1回に限り算定。
- ・浸潤麻酔算定の誤りが散見されますのでご注意ください。  
以下の手術、所定点数が120点未満の処置の場合は、浸麻料・麻酔薬剤料ともに算定可となります。
  - ・う蝕処置
  - ・Hys 処置
  - ・歯の破折片除去
  - ・浸麻途中または浸麻後で、抜歯着手前での中止〔**摘要欄**〕抜歯中止
  - ・歯冠修復物の除去
  - ・歯冠修復物の装着、仮着、試適
  - ・歯冠修復物の印象(同日同部位に形成の算定がある場合を除く)
  - ・歯冠修復物の再装着
  - ・根管貼薬
  - ・加圧根充をしない根管充填(単根管、2根管の場合)
  - ・支台築造の印象
  - ・支台築造(同日同部位に形成の算定がある場合を除く)

### 社保委員会のひとこと

浸潤麻酔は、術野または病巣を単位として算定します。隣接歯であっても別術野として算定可能です。例)C<sub>2</sub>で浸麻して54にう蝕処置を行う場合は、隣接していますが別術野なので、浸麻は30点×2(麻酔薬材料はそれぞれ使用したカートリッジ×本数)が算定可能です。

・歯の破折片除去算定の誤りが散見されますのでご注意ください。

① **浸麻料・麻酔薬剤料ともに算定可能な例**

- ・MC 除去 + う蝕処置 + 間接歯髄保護処置 + 歯の破折片除去
- ・コア印象 + 歯の破折片除去
- ・根管貼薬 + 歯の破折片除去

② **麻酔薬剤料のみ算定可能な例**

- ・感根処 + 歯の破折片除去
- ・抜 髄 + 歯の破折片除去(令和6年より抜髄は無条件に麻酔薬剤料の算定は可)
- ・修形(充形)、KP、PZ + 歯の破折片除去

**社保委員会のひとこと**

歯の破折片除去は手術に該当しますが、単独で行った場合または①120 点未満の処置と併せて行った場合は浸麻料・麻酔薬剤料ともに算定可能です。また②120 点以上の処置や形成と併せて行った場合は麻酔薬剤料のみの算定となります。

**社会保険部より県歯HP会員サイトに以下の資料をアップいたしました**

- ・長期収載品の処方等または調剤に係る選定療養の対象医薬品リスト
- ・歯科外来診療感染対策加算2(外感染2)及び歯科外来診療感染対策加算4(外感染4)の施設基準に該当する研修について
- ・保険医療機関における院内書面掲示事項のウェブサイト掲載(経過措置令和7年5月31日(土)迄)について
- ・ベースアップ評価料届出後に行っていただきたいこと(令和7年度分「賃金改善計画書」の作成・提出に関する資料)